

# 国民健康保険制度についてのお知らせ

## 新しい被保険者証（保険証）をお届けします

現在お持ちの被保険者証の有効期限が令和3年7月31日までとなっていますので、新しい被保険者証へ切り替えを行います。新しい被保険者証が7月31日までに簡易書留郵便で世帯主宛に届きますので、現在お持ちの被保険者証は8月1日以降に破棄してください。（個人情報漏えいに十分ご注意ください。）

なお、保険料の滞納がある場合は、納付相談を受けていただきます。

\*保険料を滞納すると、負担公平の見地から財産差し押さえなどの滞納処分の対象となります。

## 「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化します

国民健康保険にご加入の70歳～74歳の方はご注意ください

令和3年8月1日から「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となります。

- ・令和3年8月1日以降、これまで交付していた「高齢受給者証」は交付されませんのでご注意ください。
- ・一部負担割合（2割または3割）は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に記載しています。
- ・これから70歳になる方は、誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生月）から対象となりますので、対象月の前月下旬頃に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

岐阜県国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 令和4年7月31日	発行期日 令和3年8月1日	見本
記号番号 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 世帯主氏名 住所 保険者番号	9999999（岐阜）01 安八 太郎 昭和23年1月18日 性別 男 平成20年4月11日 令和3年8月1日 負担割合 2割 安八 太郎 岐阜県安八郡安八町米取161番地 210641 交付番号 安八町		

## 令和3年度の保険料について

保険料は、「医療分保険料」、「後期高齢者支援金分保険料」、「介護分保険料」で構成され、それぞれ全世界帯に負担していただく「平等割」、被保険者（国民健康保険の加入者）の人数に応じて負担していただく「均等割」、被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割」の合計で計算します。令和3年度の保険料は、令和2年分の所得を基に世帯単位で計算されます。

6月末までに安八町の国民健康保険の被保険者になられた方には、7月中旬に税務課から世帯主の方へ「国民健康保険料納付通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。（\*年度途中に加入された場合は、加入した月からの保険料を計算して通知します。）

## 会社等の健康保険に加入した場合は届出が必要です

安八町の国民健康保険に加入している人が会社の健康保険に加入した場合や、扶養に入った場合は、安八町の国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きがお済みでない場合は下記書類をご準備の上、住民環境課で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ・安八町の国民健康保険被保険者証（対象者分）・マイナンバー確認書類（世帯主及び対象者分）
- ・職場の健康保険証（対象者分）
- ・来庁される方の身元確認ができるもの（運転免許証等）